名　称　石垣港第三号灯浮標
位　置
　所在地　沖縄県石垣港（石垣港西防波堤灯台の西方約一・二キロメートル）
　北　緯　二四―二〇―一二
　東　経　一二四―〇七―四四
撤去年月日　令和八年八月十七日
記　事　一時変更

○海上保安庁告示第三十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年十月七日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名　称　関空泉州港タンカーバース灯
位　置
　所在地　大阪府泉州港（関空泉州港海上アクセス基地西防波堤灯台の南南西方約三・五キロメートル）
　北　緯　三四―二五―〇七
　東　経　一三五―一四―一三
変更した事項
記　事　一　附属施設　副灯二個
　㈠　灯　質　モールス符号（赤光　毎八秒にU（・・―））
　㈡　光　度　実効光度一六〇カンデラ
　㈢　光達距離　六・〇海里
　㈣　高　さ　平均水面上から灯火まで四・一メートル
　㈤　設置場所　本灯の東北東方約三五〇メートル及び南西方約三四〇メートル
　㈥　記　事　副灯二個は、本灯に同期している。
二　関西エアポート株式会社管理
変更年月日　令和八年七月二十九日

名　称　鷹巣港西方照射灯
位　置
　所在地　福井県福井市（鷹巣港灯台）
　北　緯　三六―〇七―五四
　東　経　一三六―〇三―三七
変更した事項　一時業務休止中のところ復旧
変更年月日　令和八年八月五日

名　称　住ノ江港灯浮標
位　置
　所在地　広江港口灯台（佐賀県佐賀市）の南南西方約六・一キロメートル
　北　緯　三三―〇七―一二
　東　経　一三〇―一四―三七
変更した事項　光　度　実効光度四三カンデラ
変更年月日　令和八年八月六日

名　称　大牟田港灯浮標
位　置
　所在地　福岡県大牟田港（三池港北防砂堤灯台の北方約二・九キロメートル）
　北　緯　三三―〇一―五〇
　東　経　一三〇―二三―二四
変更した事項　光　度　実効光度四三カンデラ
変更年月日　令和八年八月七日

名　称　灯台瀬灯標
位　置
　所在地　西浦埼灯台（福岡県福岡市）の西方約八・三キロメートル
　北　緯　三三―三九―二〇
　東　経　一三〇―〇七―一二
変更した事項　倒壊
変更年月日　令和八年八月十四日
記　事　一時変更

名　称　杓子瀬灯浮標
位　置
　所在地　伊奈港西防波堤灯台（長崎県対馬市）の南西方約一・九キロメートル
　北　緯　三四―三二―四一
　東　経　一二九―一八―〇一
変更した事項
位　置
　所在地　伊奈港志多留防波堤灯台（長崎県対馬市）の南方約二・二キロメートル
　北　緯　三四―三二―四一
　東　経　一二九―一八―〇一
　灯　質　群急せん白光　毎一五秒に九せん光
　光　度　実効光度四三カンデラ
変更年月日　令和八年八月十九日

○防衛省告示第二百四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月七日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月十九日（予備、同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋕の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
　㋐　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
　㋑　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
　㋒　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
　㋓　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
　㋔　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
　㋕　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦
その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月七日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月十三日から同月二十五日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
　㋐　北緯三二度二〇分一二秒
　㋑　北緯三一度四七分一二秒
　㋒　東経一二八度四五分五二秒
　㋓　東経一二八度〇九分五二秒
　㋔　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦
その他　自衛艦九隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十月七日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年十月十九日（予備、同月二十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋖の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
　㋐　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
　㋑　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
　㋒　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
　㋓　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
　㋔　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
　㋕　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
　㋖　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦
その他　自衛艦十三隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。